

答申第 589 号

平成 26 年 9 月 24 日

神奈川県教育委員会  
委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 4 月 5 日付けで諮問された特定の県立高等学校における職員の健康診断結果一部非公開の件（諮問第 641 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の県立高等学校における職員の健康診断結果のうち、検診日は、公開すべきである。

## 2 異議申立人の主張要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定の県立高等学校（以下「本件学校」という。）における職員の健康診断結果（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県教育委員会が、平成25年1月22日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当の点について

（ア）本件行政文書において全ての記録が全く同じ形で非公開となっているが、本件行政文書は本件学校において発生した事故（以下「本件事故」という。）の検証のため必要な情報と考える。

（イ）誰がどういう検査結果であるかということを知りたい訳ではなく、氏名、年齢、社員番号、生年月日、個人番号、性別などは公開を求めている。

（ウ）検診日については、特定の日付しか職員は知らされておらず、複数日に渡って検査が行われた事実は受診した本人以外知ること無かったため、検診日の公開によって個人を特定又は推測することなどできない。

（エ）検査記録、訴えのあった症状及び検診日のすべての公開を求めるものである。

イ その他本件事故に係る主張

本件事故に係る県の対応には憤りを感じる。県は自らの加害責任を明確に示すべきである。

### 3 実施機関（教育局行政部厚生課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、平成 17 年 7 月 5 日から同年同月 29 日にかけて本件学校の教職員を対象に実施した健康診断の結果について記載した文書である。

イ 本件行政文書に記載された検診日、健康診断の対象者の氏名、年齢、性別、社員番号、生年月日、個人番号、検査結果、医師の指示、所見及び企画連番については非公開とした。

#### (2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 健康診断の対象者の氏名、年齢、性別、社員番号、生年月日及び個人番号については、それだけで個人の特定性・識別性が存在する。

イ 検査結果、医師の指示及び所見については、対象者の氏名等を非公開とすることで、特定の個人を識別することはできなくなるが、個人の心身の状況に関する情報であって、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

ウ 検診日については、本件健康診断が数日にわたって実施され、検診日によっては、対象者が一人の日もあったことから、これを公開することにより個人が明らかになるおそれがある情報である。

エ 企画連番については、当該文書が検診日毎に作成されていることから、これを公開することにより、検診日が明らかになり、結果的に個人が特定されるおそれがある情報である。

オ アからエで述べたとおり、本件行政文書の非公開部分は、いずれも条例第 5 条第 1 号本文に該当するものである。

#### (3) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

ア 今回非公開とした情報は、個人に関する情報として保護されるべき情報である。一方、これを公開することによって、将来同様の事故が発生することを防止するなど、直接、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することになるとは考えられない。

イ したがって、これを公開することが公益上必要であるとまでは考えられず、条例第5条第1号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しない。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件事故を受けて本件学校において本件学校に勤務する職員を対象に実施された健康診断結果連名簿であり、これには受診者の氏名、年齢、性別、企画連番、検診日、社員番号、生年月日、個人番号、検査結果、医師の指示及び所見が記載されている。

##### (3) 本件異議申立ての対象について

本件異議申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、異議申立人自身に係る情報以外の情報と認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

##### (4) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

(イ) 本件行政文書に記載された情報のうち、氏名、年齢、社員番号、生

年月日、個人番号は個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

性別については、これを明らかにすることは受診該当者の範囲を狭めることになり、限られた人数のうちの誰かという程度で健康診断の受診という他人に知られたくない情報が明らかになるので、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(ウ) 本件行政文書に記載された情報のうち、検査結果、医師の指示及び所見は、他人に知られたくない心身の状況に関する情報であり、特定の時期の限られた人数による検査結果であることを踏まえれば、仮に氏名等個人を識別する情報を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(エ) 本件行政文書に記載された情報のうち、検診日については、異議申立人や実施機関の説明によると、希望者それぞれが受診可能な時に順次受診したため特段検診日やその順番に法則性はなかったとのことであるから、検診日が公開されたからといって、当該個人が識別され得るとは認められない。したがって、検診日は条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

(オ) 本件行政文書に記載された情報のうち、企画連番とは、検診を行った病院により当該検診自体に付けられた番号である。当該企画連番は、個人の検診ごとに付されており、受診した本人は自分の企画連番が何番であるかを知っていることを踏まえると、例え個人が識別され得なかったとしても、企画連番が公開されると当該個人が困惑を覚えることは容易に想像されることから、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

なお、実施機関は、企画連番を明らかにすると検診日が明らかになり、結果的に個人が特定されるおそれがあるからと主張しているが、前記4(4)ア(エ)で示したとおり、その点は非公開の理由とはならないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 同号ただし書エ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書エは、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

b 異議申立人は、今後同様の事故が起きないようにするため本件行政文書は公開するべきであると主張しており、同号ただし書エ該当性を主張しているとも受け取れるので、以下審査会として判断する。

c 同号ただし書エは、人の生命、身体等への危害が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来このような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から人を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものであるが、前記4(4)ア(イ)、(ウ)及び(オ)で条例第5条第1号本文に該当すると判断した個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、こうした情報には該当しないと認められることから、同号ただし書エには該当しないと判断する。

(ウ) 本件個人情報は、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められないので、同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないと判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)イの異議申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 4 月 5 日	○ 諮問受理
4 月 10 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 25 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 30 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
5 月 28 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 26 年 3 月 6 日 (第 134 回部会)	○ 審議
3 月 19 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3 月 28 日 (第 135 回部会)	○ 審議
4 月 21 日	○ 指名委員により異議申立人から意見を聴取
4 月 24 日 (第 136 回部会)	○ 審議
5 月 22 日 (第 137 回部会)	○ 審議
6 月 26 日 (第 138 回部会)	○ 審議



7月24日 (第139回部会)	○ 審議
8月25日 (第140回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
相川 忠夫	関東学院大学大学院教授	部会員
入江 直子	神奈川県大学教授	部会員
柿崎 環	明治大学教授	
交告 尚史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
西谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会長 (部会長を兼ねる)
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員

(平成 26 年 9 月 24 日現在) (五十音順)